

平成23年度人間ドック補助制度

平成23年度から75歳以上の方も人間ドックの補助制度が受けられます。

〔対 象〕 検診日において6か月以上皆野町に在住し、次の要件を備えている方

- ①検診日において満30歳以上の国民健康保険加入者
- ②後期高齢者医療保険の被保険者
- ③30歳～39歳で加入している健康保険組合に人間ドック補助制度がない方
- ④申請時に国保税または後期高齢者医療保険料の滞納がない世帯に属する方

※国民健康保険加入者で特定健康診査（さわやか健診）を受診する方および後期高齢者医療被保険者で健康診査（もみじ健診）を受診する方、30歳～39歳で皆野町が実施する若年健診（わかば健診）を受診する方は、補助対象外になります。

〔補助額〕 1人年1回 30,000円以内

〔補助方法〕 ①希望する指定医療機関に予約を入れ、下記窓口申請してください。

町民生活課：国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している方

健康福祉課：30歳～39歳で社会保険に加入している方

②皆野町生活習慣病予防健康診査利用券を交付します。

③受診当日、指定医療機関に利用券を提出すると、検診料から補助額が差し引かれます。

〔指定医療機関一覧〕

指定医療機関	住 所	電話番号
あらいクリニック	秩父市本町1-18	25-2711
倉林医院	長瀨町長瀨1355-2	66-0387
町立小鹿野中央病院	小鹿野町小鹿野300	72-7510
秩父病院	秩父市和泉町20	22-3023
秩父生協病院	秩父市阿保町1-11	23-1300
秩父第一病院	秩父市中村町2-8-14	25-0311
藤間病院総合健診システム	熊谷市末広2-138	048-524-0146
羽生病院	羽生市上岩瀬551	048-562-3000
皆野病院	皆野町大字皆野2031-1	62-6300

※指定医療機関以外で検診を希望される場合は、お問い合わせください。

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232

健康福祉課健康づくり担当

☎62-1233

寄付金控除が拡大 ●東日本大震災の「義援金」●

皆さんの温かい義援金につきましては、平成23年分の寄付金控除として申告できます。次の書類を来年の申告まで大切に保管しておいてください。なお、募金先によっては、控除が適用にならない場合があります。

必要とするもの

- ・募金団体が交付した受領書または預り証
- ・振込依頼書の控または郵便振替の半券（ともに原本に限る）
- ・新聞社が募金団体の場合は、住所、氏名、金額が記載された新聞記事

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461